

2017年 8月 28日

大阪府知事

松 井 一 郎 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 山 崎 弦 一

2018(平成 30)年度政策・制度予算に対する要請について

貴職の日頃よりの府民生活の向上にむけた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たちを取り巻く経済環境は、海外情勢の不安定化による先行きの不透明感はあるものの、緩やかに回復し、企業収益も世界経済の回復と円安から景況感が広がり改善傾向にあります。ところが人手不足感がより一層強まり、完全失業率は約 23 年ぶりに 2.8%まで低下するなど、労働需給は一段と逼迫しています。

大阪の経済は、インバウンド消費等に支えられ、雇用情勢（2017年 1-3月）も完全失業率 3.4%（前年同期：3.9%）、有効求人倍率 1.57倍、新規求人倍率 2.66倍（2017年 5月）と労働市場は着実に改善しています。しかしながら、非正規労働者比率は 39.2%と全国平均よりも高く、女性の就業者数は減少するなど、良質な雇用対策と定着支援が急務であります。

また、連合大阪「政策・制度セミナー」で学んだ「全 47 都道府県幸福度ランキング 2016 年版」では、大阪府は 44 位と低位にあります。「幸福度」は、主観的なものであることは認識しつつも、様々な指標に基づき、客観的に捉えてみると、特に、教育分野と雇用分野の評価が低調で厳しいものとなっています。このままでは府民生活や地域づくりなど様々な影響を及ぼすことが懸念されます。これらの課題を一足飛びには克服できませんが、関西・大阪経済が持続的な成長を遂げていくために、働き方改革で若者・女性など多様な人材のキャリア形成をサポートし、官民連携のイノベーションで次世代産業の育成と既存事業の付加価値生産性を高めていくことが重要だと考えます。

さらに市町村を包括する大阪府には、広域行政として、公共施設の整備や補完機能の役割を果たすべく、情報提供や支援施策を強化されることを要望致します。

私たち連合・連合大阪は、暮らしの底割れや格差拡大を是正するために、「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」を展開し、働く者が報われる社会政策の実現に取り組んでいます。連合大阪も大阪府域で働く者を代表する組織として、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、生活者・勤労者の視点で議論を重ね、「2018（平成 30）年度 政策・制度予算に対する要請」をまとめました。

要請の基本は「産業政策と一体となった雇用・労働政策の充実」、「セーフティネットが構築された社会保障の強化」、そして、「安心・安全な街づくりと災害対策の強化」を大きな柱として、以下 52 項目となっています。今後の府政の諸施策にぜひとも反映して頂きたい要請いたします。

以 上

2018年度 大阪府政策・制度予算要請

〔(★) は重点項目・15項目〕

1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 良質な雇用・就労支援の充実・強化について (★)

<継続>

①「OSAKAしごとフィールド」の事業強化について

5月のリニューアルで、若年層や女性、就職困難層への個別支援と中小企業への人材確保支援施策が強化された。今後も中小企業との人材のマッチング支援や各種セミナー・カウンセリングなど、特に定着支援に向けた取り組みを拡充すること。また、OSAKAしごとフィールドを軸に就労支援に関する周知・広報活動を強化し、利便性の向上にむけて府域全体で就労支援施策が拡充されるよう拠点の増設等を検討すること。

<補強>

②大阪雇用対策会議の定例開催について

大阪版地域雇用戦略会議に位置づけた「大阪雇用対策会議」は、大阪府がイニシアチブを発揮し、関係団体が有機的連携をはかり、働き方改革や雇用形態の多様化に伴う処遇格差の改善など、幅広く実効性ある雇用対策に取り組むこと。また、類似の雇用対策会議もあるが、一定の役割分担と交通整理をはかり、ボトムアップによる事業推進に努めること。

<継続>

③大阪にふさわしい「大阪労働モデル(仮称)」策定について

労働条件の向上と環境整備に向けて、行政・経済団体・労働団体に働き方改革につながる中期的な数値目標(2020年到達目標)を策定すること。また、その水準は中小企業や未組織労働者の旗印となるよう、あるべき「大阪労働モデル(仮称)」を策定し、働き方改革を積極的に推進すること。

<補強>

(2) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

<補強>

(3) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、「地域ものづくり改善インストラクター養成スクール」等を設置し、地域ものづくり力を向上させる取り組みを支援すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を

幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。加えて、人材確保推進会議における製造・運輸・建設分野への技能習得に向けて職場実習等の職業訓練の充実をはかること。

<継続>

(4) 地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

<継続>

(5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

<補強>

(6) 長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。特に運送業や建設業に対する取り組みを強化するとともに、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講じること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

<補強>

(7) 女性の活躍推進と就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、大阪府の推進計画の実施状況を点検し、多様な団体で構成されるOSAKA女性活躍推進会議等で共有すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率を改善すること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかるとともに、継続就業に繋げる「しごと力」育成に向けた人材開発プログラムを広く活用し、定着支援をはかること。

<新規>

(8) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

<新規>

(9) 治療と職業生活の両立支援について

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

2. 経済・産業・中小企業施策

<補強>

(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、マーケティング力を高め、大阪経済の活性化をはかること。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

<補強>

(2) 新たな産業育成に向けた医療・介護ロボット事業の強化（★）

政府で「ロボット技術の介護利用における重点分野」では、開発支援や実証が計画されている。これらの事業に府域の企業等との連携で新たな産業育成による市場拡大が見込まれるロボット関連産業に重点投資を行い、活性化につなげること。また、この分野における慢性的な人材不足の解消と医療・介護現場の環境改善に向けては、「大阪働き方改革推進会議介護分野における作業部会」との連携で処遇改善をはかること。

(3) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① 付加価値の高いものづくり事業の強化について

中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成などMOBIOを中心に有機的な連携で支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を

支援すること。

<継続>

② T P Pにおける完全累積制度の活用支援について

T P Pについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がT P Pの原産地規則の「**完全累積制度**」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

<継続>

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

<補強>

④ 最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

<継続>

(4) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度を府域市町村に導入できるよう市町村の状況に応じた働きかけを積極的に行うこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした**公契約条例**の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

<継続>

(5) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる**下請けかけこみ寺**の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、**下請二法**や**下請ガイドライン**等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

<継続>

(6) 非常時における事業継続計画 (BCP) について

事業継続計画は、中小企業への普及率が低いことから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、きめ細かな計画策定を支援すること。また、府では市町村BCP策定手引を作成し、各市町村に示されているが、府域の未策定自治体に対して積極的に指導すること。

<新規>

(7) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、**まち・ひと・しごと創生総合戦略**にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産（もん）の農林水産物の地産地消、ブランド化、**6次産業化**に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<補強>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）

地域医療構想の実現に向けて、**地域医療構想調整会議**に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある府民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

<補強>

(2) 予防医療の促進について

府民の**健康寿命**の延伸をめざした「**健康づくり関連4計画**」が今年度策定される。健康寿命が全国より低迷している原因を追究し、年代（ライフステージ）に応じた中長期的な計画を策定すること。また、保険者や企業と連携し、府民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

<新規>

(3) がん対策基本法の改正について

昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

<補強>

(4) 医療人材の勤務環境・処遇改善にむけて

国が推進する「働き方改革」を医療現場にも展開し、**医療勤務環境改善支援センター**では、医療機関に対し勤務環境改善の取り組みを徹底すること。また、同センターの運営協議会に労働組合の参画を推進し、医療現場の労働時間管理や安全衛生対策などについて、労働者の意見を反映させること。

<補強>

(5) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事

業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

(6) インクルーシブ（包摂的）な社会の実現にむけて

<補強>

① 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

<補強>

② 障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法の確実な定着に向け、府民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村に対して確実に設置されるよう、指導を強化すること。

(7) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて（★）

<継続>

① 全自治体の高位平準化

子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、府内市町村の取り組み実態や事業計画の進捗状況を把握し、チェック体制を整備すること。

<補強>

② 待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても丁寧に調査し、市町村単位で明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を検討すること。

<補強>

③ 病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実をはかるため、市町村に対する財政支援ができるよう、国に働きかけること。併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけて市町村を支援すること。

<補強>

(8) 子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く

働きかけること。併せて、府民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が府内全域で実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。

<補強>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、大阪府における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

<補強>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

① 女性に対する暴力の根絶

配偶者偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、府民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

<補強>

② 差別的言動の解消

昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

<新規>

③ 部落差別の解消

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について府民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

<継続>

(5) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないように改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

<継続>

(6) 「副首都化」や大阪市廃止・分割構想について

副首都推進本部では、副首都・大阪や副首都にふさわしい新たな大都市制度について議論されている。大阪市廃止・分割構想は、2年前に「住民投票」という形で否決されたにもかかわらず、今回の法定協再設置は、民意をあまりに軽んじるものである。市民を二分することなく、大阪の強みを活かし、住民サービスに影響がないよう丁寧かつ真摯に公平公正な協議に努めること。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化 (★)

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量が早期に達成されるよう、各市町村と連携し、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。ごみの分別回収の徹底による再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

<継続>

(2) 食品ロス削減対策の推進 (★)

食品ロスの削減にむけて構成された大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」の取り組みについて、実態把握によって得た結果を効果的に公表し、市民や事業者への総合的な啓発の取り組みにつなげること。また、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなど、民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

<補強>

(3) 木材利用促進とクリーンウッド法の推進

「大阪府木材利用基本方針」に基づき、府内市町村においても、特に府内産材の利用促進などに取り組むことが重要である。現在、22市町村(2016年12月末現在)での策定にとどまっている市町村の基本方針が、府内全市町村で策定されるよう支援を行うこと。

また、2017年5月に施行されたクリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の趣旨に則り、府内の事業者に対し、法が定める「登録木材関連事業者」への登録促進や、事業者・消費者に対する法の趣旨や目的の広報などの取り組みを実施すること。

<補強>

(4) 消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村での特定空家等に対する具体的な取り組みがさらに強化・促進されるよう、「空家等対策計画」が府内全市町村で早期に策定され、対策が講じられるよう、指導・助言を行うこと。

*策定済み10市、2017年度策定予定18市町村、2018年度以降の予定9市、

策定時期未定6市町(箕面市、摂津市、島本町、熊取町、田尻町、岬町)(2017年6月29日現在)

<補強>

(2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されているが、さらなる施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など各市町村と連携した交通施策を進めること。また、地

域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

<継続>

(3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

<継続>

(4) 自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車に関係する事故は年間1万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、計画的に実施されている自転車レーンの整備をさらに加速化させること。また、自転車の危険運転に対する取り締まり強化を実施していることについて、効果的な広報を行い、さらなる周知徹底に努めること。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、府民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。

<継続>

(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。

<継続>

(7) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した

啓発や自治体広報誌などでの府民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

<継続>

(8) 治安対策とテロ対策の強化

安全・安心の街、大阪の実現は、国内外からのビジネスや観光客誘致にもつながるなど、大阪経済の活性化に欠かせない要素の一つである。そのための犯罪発生率の低減は、大阪府警の最重要課題であり、人員体制含め総合的な警察力の強化は不可欠である。

特に、昨今の国内外の情勢から、日本でのテロ事件発生危険性は増していると考えられる。大阪が舞台にもなる国際イベントの成功のためにも、万全のテロ対策を求める。また、サイバーテロ対策についても、最先端の専門的スキルを持つ担当者の養成・確保、関係機関や団体と連携した未然防止の取り組みを徹底すること。

大阪府政策予算要請 用語集

雇用・労働施策・WLB・経済・産業施策・中小企業施策

* OSAKAしごとフィールド（エル・おおさか内）

「ひと」と「企業」をつなぐ新しいタイプの就職支援施設。大阪府内で就職活動を行う若者、中高年、障がい者、女性（働きたいママ）に就職支援を行うために大阪府が設置した施設で中小企業の人材確保・育成支援等も行う。

* 大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む枠組み。（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）

* 大阪労働モデル（仮称）

大阪で安心して働くことのできる旗印として、就業率・休暇取得率・生産性・男性の育児休業・最低賃金・組合組織率などの数値目標を定めたもの。（例：2007年の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」憲章）の数値目標等を参考に定める）

* 地方創生交付金事業

平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設。地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業。期待される効果として、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化の実現に寄与する。

* U I J ターン

3つの人口還流現象の総称。Uターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

* 地域ものづくり改善インストラクター養成スクール

中小企業など向けに生産性向上を指導する専門人材を育成するために2015年から経済産業省が「ものづくりカイゼン国民運動」としてバックアップしたことで全国に10カ所以上の地域スクールが開校。現役の方は自社の現場改善、OBの方は自治体等より派遣され地元中小零細企業の現場改善コンサルタントとして、地域のものづくり能力を底辺から向上させるというスキーム。

* 地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

*** 地域労働ネットワーク**

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府総合労働事務が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*** O S A K A 女性活躍推進会議**

国は女性活躍推進法や女性活躍加速のための重点方針2015の策定など、国を挙げて女性活躍の動きをさらに進めている。この機会をとらえ、女性が持てる能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるために、平成27年7月に「O S A K A 女性活躍推進会議」を新たに設置。

(構成団体：大阪商工会議所・大阪府・大阪労働局・関西経済連合会・近畿経済産業局・連合大阪・南大阪地域大学コンソーシアム)

*** 次世代育成支援対策推進法**

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。

*** 大阪版DMO**

大阪観光局の機能強化で「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定。

*** M O B I O (ものづくりビジネスセンター大阪の略)**

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」

*** T P P (環太平洋戦略的経済連携協定の略)**

環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定(EPA)で米国の参加表明によって2010年3月から拡大交渉会合が始まり、レベルの高い自由化を目指す包括的な協定になるとされている。参加国は、オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・日本・マレーシア・メキシコ・ニュージーランド・ペルー・シンガポール・アメリカ・ベトナムの12カ国。

*** 完全累積制度**

T P P 協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。生産工程が複数国にまたがってもT P P 参加12カ国内で生産された物品は「メイド・イン・T P P」と見なされ、関税優遇を受けられる。例えば、マレーシアで現地および各国から調達した部品で完成品を組み立てて、米国に輸出する場合。原産地規則が50%で、マレーシア製の部品が付加価値全体の25%にとどまっている。

る完成品でも、日本やベトナムなどTPP参加国製の部品を加えて全体の50%以上に達していれば、TPP域内産として無税で輸出できる。

*** 総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

*** 公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

*** 下請かけこみ寺**

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国48カ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

*** 下請二法**

下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の二法のこと。

下請代金支払遅延等防止法とは、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。

また下請中小企業振興法とは、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じ、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

*** 下請ガイドライン**

下請事業者の皆様方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインのこと。

*** B C P : Business Continuity Plan (事業継続計画)**

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

*まち・ひと・しごと創生総合戦略

地方創生で人口減少と地域経済縮小の克服するために、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す好循環の確立。

*6次産業化

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かした産業の創出とサービスで、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。

福祉・医療・子育て支援、教育・人権・行財政改革施策

*地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的に提供される仕組み。

*地域医療構想

地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域の医療需要の将来推計等を活用して、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量や、めざすべき医療提供体制を実現するための施策等をまとめた構想。

<二次医療圏>

圏域名	区 域
豊 能	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町
三 島	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村
堺 市	堺市
泉 州	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
大阪市	大阪市

*地域医療構想調整会議

都道府県が、構想区域その他当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との間に設ける「協議の場」の名称。医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議する。

*** 健康寿命**

人が心身ともに健康で自立して活動し生活できる期間。クオリティ・オブ・ライフ（QOL：人生の内容の質や社会的に見た生活の質）という考えに根ざして、人がどれだけ健康で豊かに生きられるかを表す指標。

*** 健康づくり関連 4 計画**

健康寿命延伸プロジェクトの取り組み成果を踏まえ、より府民の健康づくりに資する効果的・効率的な施策展開を盛り込んだ健康づくり関連 4 計画（「第 3 次大阪府健康増進計画」「第 3 次大阪府職員推進計画」「第 2 次大阪府歯科口腔保健計画」「第三期大阪府がん対策推進計画」）を策定。

*** がん対策基本法**

日本人の死因で最も多いがんの対策のための国、地方公共団体等の責務を明確にし、基本的施策、対策の推進に関する計画と厚生労働省にがん対策推進協議会を置くことを定めた法律。2016 年 12 月 9 日、がん対策基本法改正法が成立。がん患者の雇用継続、がん教育推進を求めるもの。企業が、がん患者の雇用継続への配慮に努めることや、国や地方公共団体にがん教育の推進を新たに求めたもの。

*** 医療勤務環境改善支援センター**

医療従事者の確保を図るため、労務管理面やワーク・ライフ・バランスなどの幅広い観点を視野に入れた勤務環境改善に向けた医療機関の取り組みを支援する中核的な拠点機関。医療機関からの相談対応、情報提供、助言等、必要な支援を行う。2014 年 6 月の医療法改正により、都道府県での設置が義務付けられ、大阪府では 2015 年 1 月に開設。

*** 障害者虐待防止法**

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに、障害者虐待の防止等の責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課している。2012 年 10 月 1 日より施行。

*** 障害者差別解消法**

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016 年 4 月 1 日より施行。公的機関における合理的配慮の提供が義務化、民間事業については努力義務となっている。

*** 障害者差別解消支援地域協議会**

社会生活を円滑に営む上での困難を有する障がい者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、医療、介護、教育その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の関係機関により地域協議会を組織することができる。とされている。

*** 子ども・子育て支援新制度**

2015 年 4 月より本格施行。従来の保育者や認定こども園に加えて、家庭的保育（保育ママ等）や小

規模保育といった多様な保育にも財政支援を拡充することで、待機児童の解消に向けた取り組み等を推進するとともに、一時預かりや放課後児童クラブ等の地域の子育て支援を充実する。

*** 潜在的待機児童**

特定の保育所等を希望している場合、認可保育所に入所できないため認可外保育所を利用している場合、地方単独保育施策を利用している場合、育児休業中だが保育所に入所したら復職の意志がある場合などを含めた待機児童。

*** 地域子ども・子育て支援事業**

子ども・子育て家庭等を対象とする 13 事業。

①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

*** 子どもの生活に関する実態調査**

子どもや子育てに関する支援策の充実をはかり、効果的な子どもの貧困対策を検討するため、大阪市をはじめ府内 13 市町と連携し、小学 5 年生及び中学 2 年生のいる世帯を対象に実施。2016 年 6 月下旬から 9 月にかけて実施された。

*** 子ども食堂**

民間発の取り組みで、貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供し、安心して過ごせる場所として始まった。最近では、対象を限定しない食堂が増えている。食堂という形を取らず、自宅以外で過ごす居場所で食事を出しているところもある。

*** 給付型奨学金制度の新設**

経済的理由で修学が難しい学生に対する給付型奨学金の支給を、日本学生支援機構の新たな業務として追加。給付型奨学金の金額を月額 2~4 万円とするとともに、児童養護施設出身者に対して入学金相当の 24 万円の給付を行う。加えて 2017 年度は、特に経済的負担が重い学生の中から約 2,800 人に先行実施。2018 年度以降は、住民税非課税世帯の学生を対象に約 2 万人に拡大することをめざしている。

*** 配偶者暴力相談支援センター**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のため、相談、カウンセリング、緊急時における安全確保、情報提供等を行う機関。

*** 女性に対する暴力をなくす運動**

地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを強化する。内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁の主唱により、毎年 11 月 12 日から 25 日（女性に対する暴力撤廃国際日）までを期間として実施。

(女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボン運動など)

* 部落差別解消法

「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016年12月16日に施行。部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざした。また、解消のための施策として、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定している。

* 副首都推進本部

本部長に大阪府知事、副本部長に大阪市長が就任し、「副首都」の必要性や意義、「副首都」にふさわしい都市機能や行政機能のあり方などについて、幅広く意見を聞きながら検討を深め、中長期的なビジョンや取組み方向を明らかにする。

環境・食料・消費者施策、社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

* 事業系ごみ

放射性廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といい、その中で、事業活動に伴って生じる廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）という。事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に大別される。

* 大阪府循環型社会推進計画

府民、事業者、行政が連携・協働し、めざすべき循環型社会を構築するために、大阪府が「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく基本方針として2016(平成28)年6月に策定した計画。3R (Reduce [リデュース]・Reuse [リユース]・Recycle [リサイクル])の進捗状況を総合的に表す目標や、府民・事業者・市町村といった各主体が取り組みの成果を実感できる大阪府独自の指標を新たに設定している。また、廃棄物処理法に規定された、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項も含まれている。

* 食品ロス

食べられる状態であるにも関わらず廃棄される食品。店舗での売れ残りや期限切れの食品、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残しなど。

* フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

* 大阪府木材利用基本方針

国の「森林・林業再生プラン」(2009年12月25日公表)で、2020年までに木材自給率を50%以上にするという目標が掲げられ、これを受け「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が示された。大阪府では、2003年3月に「大阪府木材利用推進指針」を策定していたが、上記法律などの施行に合わせて、「大阪府木

材利用基本方針」を新たに定めた。本方針では、木材利用を通じた循環型社会の実現に資することを目的とし、木材利用の推進のための基本的な事項を定めている。

*** クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）**

2016年5月20日公布、2017年5月20日に施行された法律。日本又は原産国の法令に適合して伐採された木材やその製品の流通と利用を促進することを目的としている。また、対象木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法、木材関連事業者や国が取り組むべき措置についても定めている。

*** 特定空家**

2015年5月に全面施行された「空き家対策特別措置法」により、市町村から指導・勧告・命令を受けることになる空き家のことを言う。特定空き家の定義は、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、のいずれかに該当するものとなっている。

*** 空家等対策計画**

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて自治体が策定する計画。空家の適正管理・除却・利活用、特定空家等への対応などについて示されているもの。

*** 交通政策基本法**

交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保および向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担および有機的かつ効率的な連携、連携による施策の推進、交通の安全の確保など、交通に関する基本理念を定めた法律。2013年12月4日施行。

*** 公共交通戦略**

2014年に大阪府が策定した公共交通に関する取り組みの方向性を示したもの。都市の成長・魅力向上や、府民の暮らしの充実を図るため、鉄道ネットワークの充実、公共交通の利便性向上と利用促進などについて明示している。

*** 改正地域公共交通活性化再生法**

地域公共交通の活性化と再生を一体的、効率的に推進するために2007年に定められた法律で、国による基本方針の策定、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成、地域公共交通特定事業の実施に必要な関係法律の特例、鉄道事業法に係る事業許可の特例などについて定めている。その改正法は2014年5月21日成立、11月20日に施行している。

*** 都市再生特別措置法**

都市機能の高度化や都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針などについて定めた法律で、2002年に制定されている。市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定、都市計画の特例、都市再生整備計画に基づく事業にあてるための交付金の交付などの特別措置などが示されている。

*** 地域公共交通網形成計画**

地域公共交通活性化再生法に基づいて自治体で策定される計画。「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすもので、公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業などについて示すもの。

*** 地域公共交通確保維持改善事業**

国土交通省が 2011 年より実施している事業で、地域公共交通の確保・維持・改善の推進を目的としているもの。地域の特性に応じた生活交通の確保維持のための「地域公共交通確保維持事業」、快適で安全な公共交通の構築のための「地域公共交通バリア解消促進等事業」、地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押しのための「地域公共交通調査等事業」の 3 つの事業で構成されている。

*** 大阪府自転車条例**

自転車の安全で適正な利用を大阪府、府民、関係者が一丸となって促進するために制定された条例。施行日は 2016 年 4 月 1 日（保険に関する項目の規定は 2016 年 7 月 1 日施行）。「自転車保険の加入義務化」や「交通安全教育の充実」、「自転車の安全利用」、「交通ルール・マナーの向上」などが定められている。

*** 避難行動要支援者**

2013 年 6 月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。